

特定原子力施設に係る 実施計画の策定について

平成24年12月3日

東京電力株式会社



東京電力

1. 震災後のこれまでの規制

1～4号機

- ◎原子炉等規制法64条 危険時の措置を適用
- ◎原子炉等規制法67条 報告徴収により安全確保に関する措置を適宜報告
現在はNISA指示「**中期的安全確保の考え方**」に基づく
「**施設運営計画**」を変更・改訂し、確認を受ける
また、NISA指示に基づく「**信頼性向上対策に係る実施計画**」を
「**施設運営計画**」とは別に提出
- ◎**保安規定**については、NISA指示により「施設運営計画」に対応した
第12章を申請し、認可を受ける

5、6号機

- ◎原子炉等規制法64条 危険時の措置を適用
- ◎「中期的安全確保の考え方」に基づく「**施設運営計画**」の対象外
- ◎基本的には従前の電気事業法、原子炉等規制法の規制が継続

2. これからの規制

1～4号機

5、6号機

◎ 「特定原子力施設」への指定

原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設を「特定原子力施設」に指定し、指定された施設に対して行われる設備の状況に応じた規制

◎ 「実施計画」を用いた審査・検査

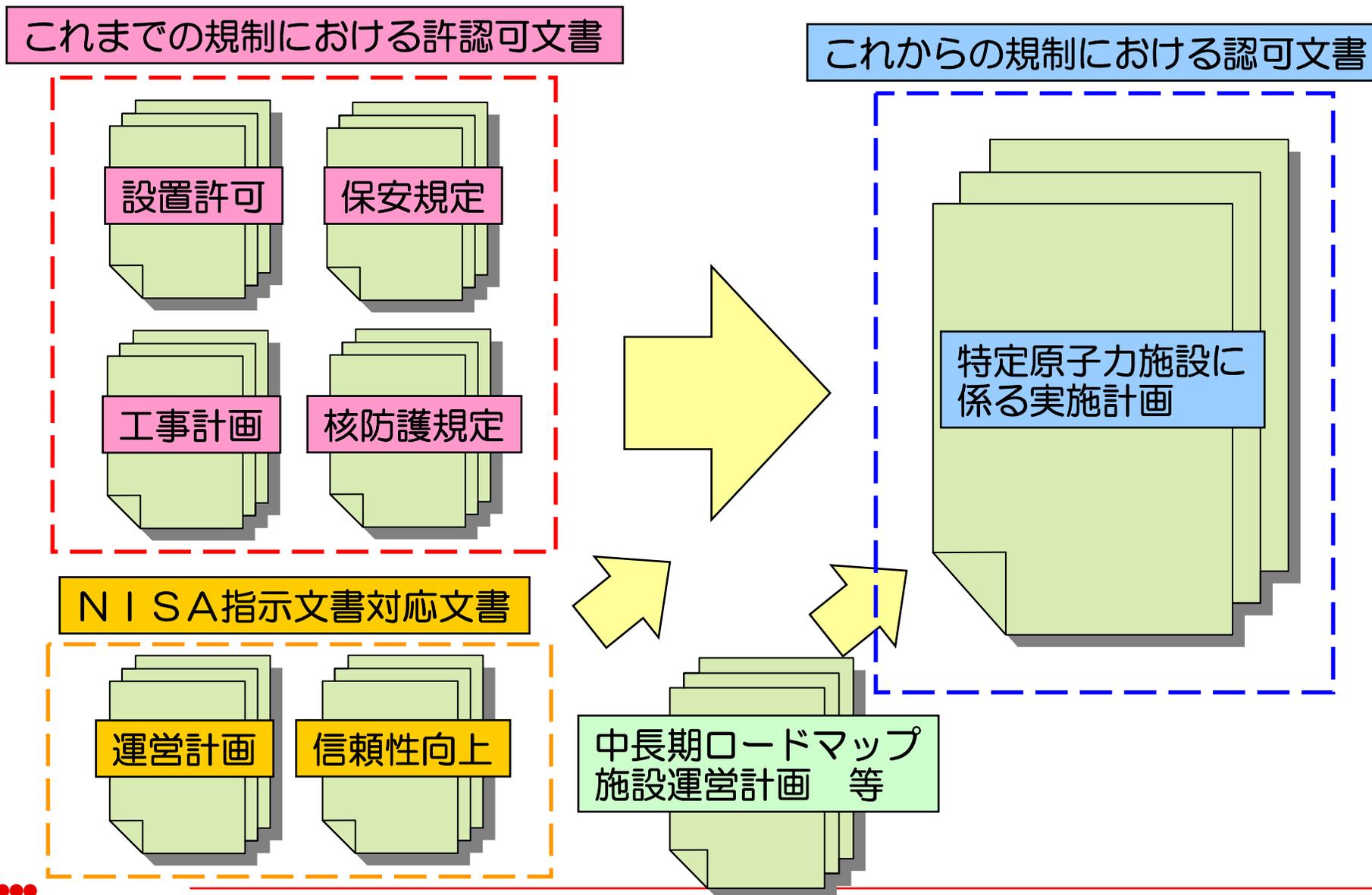
「特定原子力施設」の指定後、直ちに、「措置を講ずべき事項」が事業者を示され、当該事項に基づく「実施計画」を事業者が策定。

原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価するとともに、実施計画に基づき、適切な対応が行われているかを検査等にて確認

5、6号機

◎従来の電事法、原子炉等規制法の規制は継続するが、冷温停止を安定的に継続・維持することについては上記の「実施計画」に基づく規制に移行

3. 「実施計画」とはどのようなものか

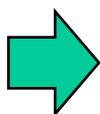


4. 「措置を講ずべき事項」とは

事業者に対し原子力規制委員会から法律に基づき提示されたもので
これに基づき事業者は「実施計画」を作成する

「措置を講ずべき事項」の構成

- I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置
- II. 設計、設備について措置を講ずべき事項
- III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項
- IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項
- V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項
- VI. 実施計画を策定するに当たり考慮すべき事項
- VII. 実施計画の実施に関する理解促進
- VIII. 実施計画に係る検査の受検



基本的には「措置を講ずべき事項」の順番で「実施計画」を作成

5. 「実施計画」の内容Ⅰ：全体工程、リスク評価1/2

全体工程

「講ずべき事項」要求事項

- 1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス、燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程、5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし、各工程・段階の評価を実施し、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること。

1～4号機の工程

記載方針

- ・ 中長期ロードマップから工程の考え方を取り込み、ロードマップの主要スケジュール等を反映する

5、6号機の工程

記載方針

- ・ 冷温停止状態の維持・監視が基本
- ・ 今後予定している使用済燃料取り出し計画の概略を反映

6. 「実施計画」の内容Ⅰ：全体工程、リスク評価2/2

リスク評価

「講ずべき事項」要求事項

- ▶ 特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては、敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

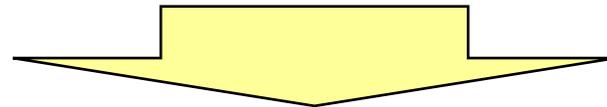
記載方針

- ①現時点での広域的な環境影響評価を記載
- ②主なリスクとして
 - ・燃料デブリ、使用済燃料、汚染水漏えいリスク等に関するリスク評価を記載
- ③5、6号機は通常の冷温停止プラントと同様のリスクであることを記載
- ④各設備毎で想定されるリスクと今後予定しているリスク低減方策を一覧表にして記載

7. 「実施計画」の内容Ⅱ：設計、設備について

設計、設備について措置を講ずべき事項

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ①原子炉等の監視 | ⑧放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 |
| ②残留熱の除去 | ⑨放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 |
| ③原子炉格納施設雰囲気の監視等 | ⑩放射性気体廃棄物の処理・管理 |
| ④不活性雰囲気の維持 | ⑪放射性物質の放出抑制等による
敷地周辺の放射線防護等 |
| ⑤燃料取出し及び取り出した燃料の
適切な貯蔵・管理 | ⑫作業員の被ばく線量の管理等 |
| ⑥電源の確保 | ⑬緊急時対策 |
| ⑦電源喪失に対する設計上の考慮 | ⑭設計上の考慮 |
| | ⑮その他措置を講ずべき事項 |



上記事項に対応するものとして、従来の「設置許可」、「工事計画」等に相当する内容が求められている。実施計画の構成としては4つにパートに分ける。

- ①「措置を講ずべき事項」の各項目を受けた概略説明
- ②設置許可（本文、添付八）、工事計画に対応する設備毎の設計、使用、運用状況
- ③放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する対応（設置許可 添付九に対応）
- ④異常時の対応（設置許可 添付一〇に対応）

8. 「実施計画」の内容Ⅲ：特定原子力施設の保安

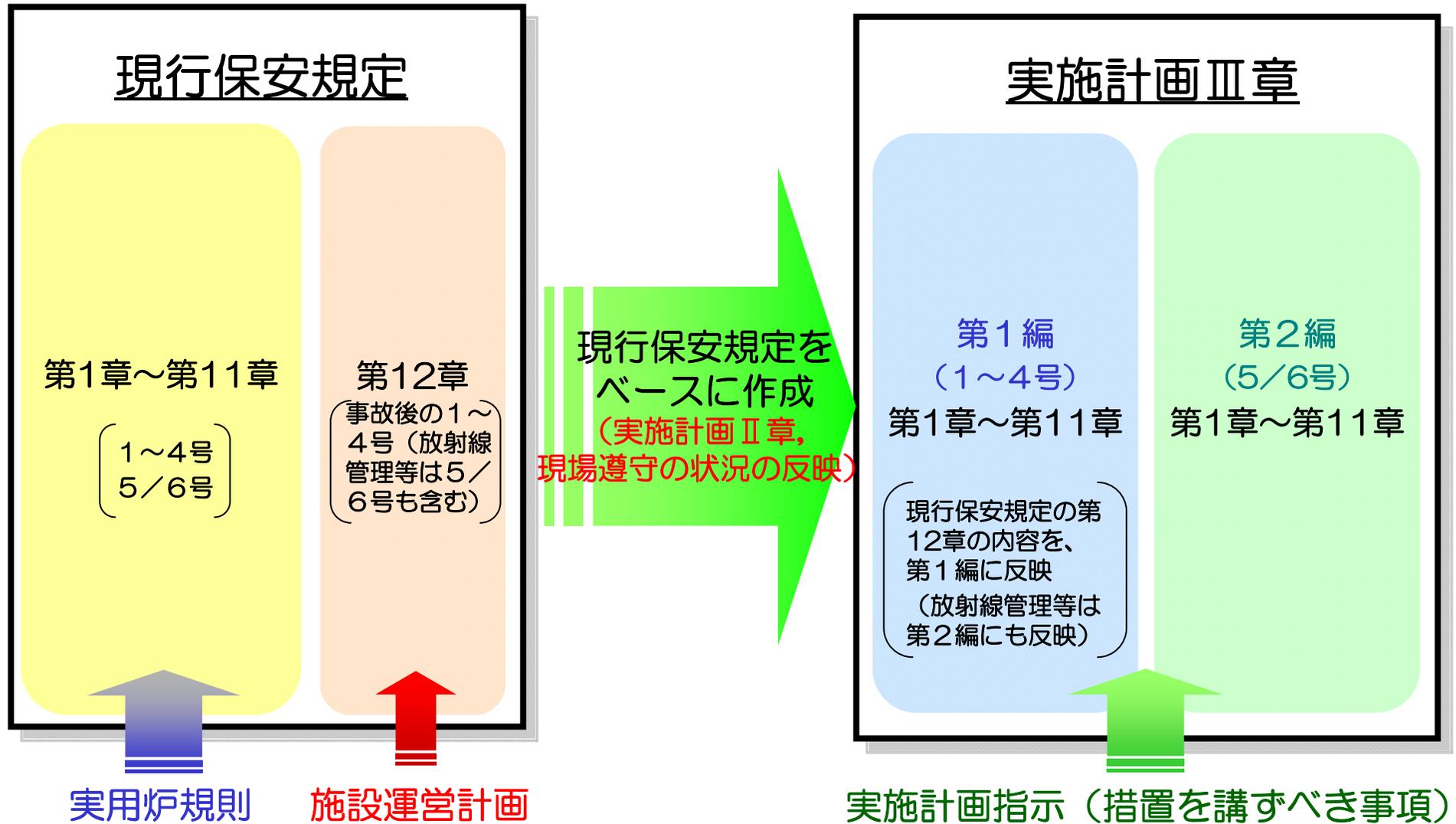
「講ずべき事項」要求事項

- 運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全性を確保すること。
- 特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への通報連絡体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。
- また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ること。

記載方針

- ・ 保安規定に対応するパート（1～4号機、5，6号機を分けて記載）
- ・ 従来の炉規則に基づく保安規定（第1章～第11章）は、現場の遵守状況を踏まえて整理
- ・ 施設運営計画に基づく保安規定（第12章）は、Ⅱ章の内容を踏まえて記載
- ・ 「緊急時の関係機関への連絡体制、医療体制の整備」及び「協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練」についても、実施計画Ⅲ章にて対応

「実施計画」の内容Ⅲ：Ⅲ章の構成



9. 「実施計画」の内容：特定核燃料物質の防護

「講ずべき事項」要求事項

- ▶ 特定原子力施設内の核燃料物質の盗取等による不法な移転の防止及び妨害破壊行為の防止のために適切な措置を講じること。

記載方針

- ・ 核物質防護について記載
- ・ 本事項は不開示情報に該当するため、実施計画とは分離して申請する予定

10. 「実施計画」の内容V：燃料デブリの取出し・廃炉

「講ずべき事項」要求事項

- ▶ 燃料デブリなどを含む核燃料物質については、確実に臨界未満に維持し、原子炉格納容器の止水などの対策を講じた上で、安全に取り出し、飛散を防止し、適切に遮蔽、冷却及び貯蔵すること。
- ▶ 作業員及び敷地内外の安全の確保を図りつつ、1号炉から4号炉の廃炉をできる限り速やかにかつ安全に実現するために適切な措置を講じること。
- ▶ 上記に加えて、災害の防止等のために必要であると認めるときは、措置を講じること。

記載方針

- ・ 燃料デブリの取出し等にむけた、今後の考え方について記載

1 1. 「実施計画」の内容Ⅵ：実施計画の理解促進

「講ずべき事項」要求事項

- 実施計画の実施に当たっては、同計画の対策やリスク評価の内容、対策の進捗状況等について、継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努めること。

記載方針

- ・ 対応方策を取り纏め、その活動内容について記載

1 2. 「実施計画」の内容Ⅶ：実施計画に係る検査の受検

「講ずべき事項」要求事項

- ▶ 実施計画における施設、保安のための措置及び特定核燃料物質の防護のための措置について、法第64条の3第7項に基づく検査を受けること。

記載方針

- ・ 法律に基づく検査を受検することを記載